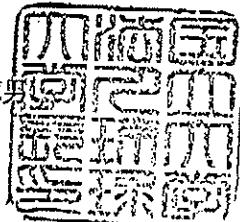


簡易公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公示
(建設のためのサービス、その他技術的サービス(建設工事を除く))

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

平成23年12月28日

国立大学法人琉球大学長 岩政 雄一



1 業務概要

- (1) 業務名 琉球大学(上原)基幹・環境整備(自家発電設備等)設備設計業務
- (2) 業務内容 自家発電設備棟の整備に伴う実施設計業務
- (3) 履行期限 平成24年3月30日
- (4) 本工事においては、参加表明書・技術提案書の提出、見積等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難いものは、国立大学法人琉球大学長の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
- (5) 本業務は、「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容をテーマとした技術提案を求め、技術的に最適な者を特定する環境配慮型プロポーザル方式の適用業務である。

2 参加資格、選定基準及び評価基準

(1) 技術提案書の提出者に要求される資格

次に掲げる条件を全て満たしている単体又は次に掲げる条件を全て満たしている2者以上の者により構成される共同体であること。

- ① 文部科学省における平成23・24年度設計・コンサルティング業務の競争参加資格の認定を受けている者であること。
- ② 経営状況が健全であること。
- ③ 不正又は不誠実な行為がないこと。
- ④ 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ⑤ 九州地区、沖縄県に本社(本店)、支店若しくはこれに準ずる営業所が所在すること。

(2) 技術提案書の提出を求める者を選定するための基準

① 技術提案書の提出者の能力

技術者数、技術力、主要業務の実績、同種又は類似業務の実績

② 担当予定技術者の能力

資格、主要業務の実績、同種又は類似業務の実績

(3) 技術提案書を特定するための評価基準

① 技術提案書の提出者の能力

技術者数、技術力、主要業務の実績、同種又は類似業務の実績

② 担当予定技術者の能力

資格、主要業務の実績、同種又は類似業務の実績

③ 業務の実施方針

業務内容の理解度、実施方針の妥当性、実施手法の妥当性、工程計画の妥当性、技術者配置計画の妥当性

④ 課題についての提案

提案の的確性、提案の独創性、提案の実現性

3 手続等

(1) 担当部局

〒903-0213 沖縄県中頭郡西原町字千原1番地

琉球大学 施設運営部 施設企画課 総務係

電話 098-895-8177

FAX 098-895-8077

(2) 説明会の交付期間及び場所

平成23年12月28日から平成24年1月13日まで。関係資料（様式等）の交付は、文部科学省電子入札システム又は国立大学法人琉球大学施設運営部ホームページ（<http://www.sisetu.jim.u-ryukyu.ac.jp/>）の調達関連情報からのダウンロード配布のみとする。

(3) 参加表明書の提出期限、場所及び方法

平成24年1月13日 17時00分まで。

電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は持参又は郵送（書留郵便に限る）すること。

(4) 技術提案書の提出期限、場所及び方法

平成24年1月30日 17時00分まで。

電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は持参又は郵送（書留郵便に限る）すること。

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険

契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

- (3) 虚偽の内容が記載されている参加表明書又は技術提案書は、無効とする。
- (4) 手続における交渉の有無 無
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 当該業務に直接関係する他の業務の契約を当該業務の契約の相手方と随意契約により契約する予定の有無 無
- (7) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3(1)と同じ
- (8) 上記2(1)①に掲げる資格を満たしていない者も記3(3)により参加表明書を提出することができるが、記3(4)の提出期限の日において、当該資格を満たしていないければならない。
- (9) 本業務は「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」運用指針（平成8年6月17日事務次官等会議申合せ）記4に定める調達の対象外である。
- (10) 詳細は説明書による。